

平成14年3月14日(4)

開議 10時00分

議長 岩崎三次君

開会前に市長から報告したい旨の申し出がありますので、これを受けたいと思います。

大島市長。

市長 大島忠義君

おはようございます。

平成13年度特別交付税が決定いたしましたので、ご報告報告を申し上げます。

特別交付税の額は、10億1206万7000円で、昨年度の10億5703万9000円と比較いたしますと、率にいたしまして約4・3%、額にいたしまして4497万2000円の減額となっております。皆様ご承知のように、平成13年度の特別交付税を取りまく情況は大変厳しく、国の特別交付税予算が、昨年度と比較いたしまして6・8%の減額予算となっていること、また、筑豊7市の平均減額率が5・4%であることを鑑みますと、4・3%という減額率は、本市の厳しい財政事情を汲み取って頂いた結果であると考えているところであります。

また、この事は議長を始め議員の皆さんのご支援によるものと、深く感謝を申し上げる次第でございます。以上のとおりご報告を申し上げます。

議長 岩崎三次君

只今までの出席議員は19名で、定足数に達していますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いします。

これより日程第1 第1号議案から日程第7 第7号議案までの各会計補正予算7件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、宮下総務文教副委員長。

8番 宮下寛君

ご指名によりまして、只今議題となっております第1号議案 平成13年度中間市一般会計補正予算第5号の内、総務文教委員会に付託されました所管部分について審査を行ないましたので、その概要と結果について、ご報告申し上げます。

今回の補正予算の総額は、5億5630万円で、これは補助事業の事業費確定に伴う予算調整と、年度末における各執行予算及び基金並びに地方債の調整が行なわれており、予算の総額を178億9280万円とするものです。歳入の主なものを申し上げますと、利子割交付金6000万円、これは高金利時代の郵便貯金が満期を迎えたことによる、貯金利子に対する地方税課税分の内の市への分配金で、13年度でピークを迎えるものと見込まれております。

また地方消費税交付金4000万円、地方交付税7400万円、産炭地域振興臨時交付金

6500万円が、それぞれ追加されております。市債については、各事業費の確定に伴う増減、及びIT関連の地域ネットワーク整備事業に関わる追加等が行われており、合計1億1300万円が新たに計上されております。

次に、歳出の主なものを申し上げます。新規事業として、地域ネットワーク整備事業費8000万円が計上されています。これは国の補正予算の地域ネットワーク整備事業を利用し、市役所及び公共施設を中心としたコンピューターネットワーク作りとして、市民への行政情報の提供、及び各施設の利用状況の紹介や、利用申し込みを可能とするための、地域コミュニティ情報システム、市民図書館蔵書検索システム、小・中学校間の動画によるテレビ会議システムを構築するものです。

さらに、市役所、ハーモニーホール及びハピネスなかまに、タッチパネル方式のキオスク端末を設置し、市民の方々が気軽に情報提供を受けられるよう基盤整備が行われます。

なお、13年度中に事業の完了が困難であることから、14年度への繰越明許費となっております。また、退職積立基金費1億円、財政調整基金費1億5000万円が追加されており、吉田ボタ山防災工事事業に関わる13年度内工事費の確定に伴う負担金、2000万円が減額されています。

審査の中で委員から、ペイオフ解禁の開始に伴う影響について質疑があり、執行部からペイオフの対象となる公金は、市税や交付税など、日々金融機関に入金される歳計現金と各種の積立基金の定期預金部分で、現在、国からの指導で、運用に対する基準作りが求められておりましたので、中間市公金管理委員会を設置し、基準作りを行なっております。

今後の国等の動向を見据え、慎重に対処していきたいと考えています、との説明がありました。

また、東小学校の環境教育の一環である、ケナフ栽培の取り組みについてや、学校給食における狂牛病問題への取り組みについての質疑要望等もありました。

最後に採決いたしましたところ、全員の賛成をもって可決すべきであると決しました。十分なるご審議のほどお願い申し上げまして委員長の報告を終わります。

議長 岩崎三次君

次に、福田民生経済委員長。

13番 福田一則君

ご指名によりまして、只今議題となっております第1号議案 一般会計補正予算第5号の内、民生経済委員会に付託されました所管部分並びに第2号議案 特別会計国民健康保険事業補正予算第4号、第5号議案 老人保健特別会計補正予算第1号、第6号議案 介護保険事業特別会計補正予算第3号、第7号議案 病院事業会計補正予算第1号につきまして審査を行ないましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、一般会計補正予算について申し上げます。

歳入の主なものは、民生費国庫負担金の内、知的障害者援護措置費負担金720万円、老人

保護措置費負担金 5 6 0 万円が、いずれも減額補正され、生活保護費負担金 1 億 2 8 6 0 万円が増額補正されております。また、諸収入の雑入の内、生活保護費返還金として、診療報酬返還金 9 2 2 0 万円が増額補正されており、これは旧中間保養院の不正請求に伴う旧中間保養院から市への返還金でございます。民生費の国・県補助金においては、年度末における調整のための減額補正がなされております。

歳出の主なものは、総務費の諸費で、生活保護費国庫負担返還金 7 9 9 0 万円が計上され、歳入で述べました旧中間保養院の不正請求に伴う市から国への返還金です。

民生費では、生活保護費における扶助費が、1 億 7 7 7 0 万円が増額補正され、特に生活扶助費と医療扶助費の増額が主なものになっています。

また商工費の内、排水施設維持管理費で五楽・虫生津工場排水施設管理運営基金積立金として 1 億円が増額補正されております。これは五楽工業団地・虫生津工業団地の工場排水施設が、地域振興整備公団より中間市へ移管されたことに伴い、今後、施設の補修工事に充てる費用として基金に積み立てるものであります。民生費における他の扶助費、さらには、衛生費、農林水産業費については、年度末における調整のため概ね減額がなされております。

なお、地域総合福祉社会館の開館に伴う福祉バスの利用状況については、1 日 2 台の福祉バスで 1 2 便を運行し、今年の 2 月末までに 2 万 5 5 5 0 人の利用があり、1 日約 1 0 0 人程度の利用状況であること、さらに住居表示については、現在、第 1 1 次までが実施されており、川東地区の 9 7 % が完了し、第 1 2 次で残り 3 % を実施し、川西地区については今後、検討していくことなどの報告がなっております。

委員から、児童福祉関係で虐待防止ネットワークの相談内容について質疑があり、執行部より 1 3 年度は、今まで 4 7 件の相談があり、虐待が年々増加しており、虐待の内容としては、子供に食事を与えない、寝かせない、学校へ行かせないなどが半数以上を占めており、そして身体的虐待が 3 割程度であり、また、これらは各学校、幼稚園、保育園からの通報で判明したものが多く、ネットワークが有効に機能している成果だと考えております、との説明がありました。

また、委員から、同和予算については十分検討して、他の予算に回せるように努力してほしいとの要望がなっております。

次に、国民健康保険事業補正予算につきましては、歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費に 4 0 7 0 万円、保険事業費に 1 2 0 万円を追加し、歳入については、国民健康保険税 1 6 0 0 万円、国庫支出金 2 3 3 0 万円を追加し、予算の総額が歳入歳出それぞれ 4 3 億 7 5 3 0 万円となっております。なお、この会計についても、旧中間保養院の不正請求に伴う予算調整として、諸収入の雑入で、一般被保険者返納金 6 9 6 0 万円の増額補正と、歳入欠陥補填収入 6 7 4 0 万円を減額補正として計上しております。

次に、老人保健特別会計補正予算につきましては、歳出の主なものは、医療諸費 2 9 6 0 万円を追加し、歳入では、支払基金交付金 2 0 7 0 万円、国庫支出金 5 9 0 万円、さらに、

一般会計からの繰入金140万円が追加補正され、予算の総額が、歳入歳出それぞれ60億7140万円となっております。

次に、介護保険事業特別会計補正予算につきましては、歳出の主なものは、基金積立金660万円の追加、保険給付費が4280万円の減額がなされ、歳入の主なものは、国庫支出金1060万円、支払基金交付金1410万円、県支出金530万円、繰入金530万円、いずれも減額補正され、予算の総額が、歳入歳出それぞれ22億6730万円となっております。

委員から、介護保険料の滞納に關わる罰則についての質疑があり、執行部より、これについては介護保険法の中に規定されており、介護サービスを受けようとする時に、本来は1割の利用料を負担するが、過去1年間、保険料を滞納している場合、償還払いとなりそのことが保険証に記載され、まず10割分の保険料をサービス業者に支払った後に、その領収書を市の介護保険課窓口に提示し、償還払いの手続きの後に9割分を本人に返すという、一時的に10割分を立替え払いをするという制度になっていると。

また、1年半以上の滞納については、給付が一時差し止められたり、保険料の滞納期間によって、未納者については、サービスが制限される仕組みになっております、との説明がありました。

また、委員から、介護サービスの利用を拒む人がいるということに関して、それが低所得者など、利用料が払えないとの理由による利用控えもあるとするなら、利用料の減免を検討してほしいとの要望がございます。

最後に、病院事業会計補正予算につきましては、まず、収益的収入及び支出において、病院事業収益1億4630万円が増額補正されております。その内訳の主なものは、入院患者の増加による入院収益3020万円、外来患者の増加による外来収益1億1890万円と、医業外収益である市からの繰入金の確定による、他会計補助金等280万円の減額であります。なお、昨年度より入院で2500人、外来で700人程度の患者数の増加が見込まれています。

また、病院事業費用は1億2030万円が増額補正されております。その内訳の主なものは医業費用の内、給与費3220万円が減額され、これは法定福利費を当初予算で過大見積りしたことによるものであります。また、材料費の1億2860万円増額の主なものは薬品費7470万円と、診療材料費5250万円で、これは入院・外来患者の増加によるものであります。なお、病院事業収益から、病院事業費用を差し引くと、本年度4000万円程度の黒字が見込まれています。

次に、資本的収入及び支出においては、資本的収入では、固定資産整備企業債1500万円、また、資本的支出では、固定資産購入費1800万円が、それぞれ減額され、これらは高度医療機器購入価格が決定したことによる減額補正であります。

委員から、赤字財政の中での市民公開講座のあり方について質疑があり、執行部より、今

後、講座のあり方、講師の選定、経費等の使い方について、院長と十分協議しながらやっていきますとの答弁が跟ってあります。

また、委員から、赤字解消のために、あらゆる手立てを検討して頑張ってほしいとの要望が跟ってあります。以上が当委員会に付託されました各議案の概要でありましたが、最後にそれぞれ採決いたしました結果、5議案とも全員の賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして委員長の報告を終わります。

議長 岩崎三次君

次に、堀田建設水道委員長。

12番 堀田英雄君

ご指名によりまして、只今議題となっております第1号議案、第3号議案及び第4号議案の補正予算3件につきまして、建設水道委員会に付託されました所管部分について審査を行ないましたので、その概要と結果について、ご報告申し上げます。

まず、一般会計補正予算第5号につきまして、ご報告を申し上げます。

今回の補正の主なものを申し上げますと、総務費の財産管理費では、犬王古月線、中間水巻芦屋線等街路事業に伴う代替地として、土地開発公社が代行取得しておりました8物件の、財産購入費が計上されております。

また、交通安全対策費では、市道五反田2、4、6号線の道路舗装工事に伴い、区画線の設置工事費等が計上されております。

衛生費の環境衛生費では、合併浄化槽設置補助事業費の確定に伴い、当初45基より38基への減額補正がなされております。

労働費の失業対策費では、事業費確定に伴う調整が行なわれております。

土木費の道路橋梁費では、村猿ばみ線他、4路線の道路改良工事に伴い、土地開発公社が代行取得しておりました5物件の財産購入費が計上されております。

都市計画費では、県の街路事業である犬王古月線及び仮屋大膳橋線の事業費確定に伴う調整が行なわれております。

また、次郎丸道元線街路事業費では、工事内容の変更により、減額補正がなされておりますが、工事が今年度末までに完了しないことから、繰越明許費が計上されております。

審査の中で委員より、次郎丸道元線街路事業費の工事内容の変更について質疑があり、執行部より、県より補助金の節減指導が年度途中にあり、景観施設等の見直しを行なったため、との説明がありました。

次に、地域下水道事業特別会計補正予算第2号につきまして、ご報告を申し上げます。

今回の補正の主なものは、下水道管崩落事故工事費の精算による減額と、下水道使用料の增收見込みに伴うもので、歳入歳出それぞれ1510万円減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1080万円とするものであります。

次に、公共下水道特別会計補正予算第2号につきまして、ご報告申し上げます。

今回の補正の主なものは、下水道受益者負担金、下水道使用料の増収によるものと、県事業である流域下水道事業の事業費確定に伴うもので、歳入歳出それぞれ3597万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億6247万円とするものであります。

以上3議案につきまして審査の後、採決いたしましたところ、いずれも全員の賛成をもちまして原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

何卒よろしくご審議の上、ご賛同下さいますようお願いいたしまして委員長の報告といいたします。

議長 岩崎三次君

これより質疑に入ります。

只今の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより第1号議案から第7号議案までの、平成13年度各会計補正予算7件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第1号議案 平成13年度中間市一般会計補正予算第5号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

全員起立であります。よって第1号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案 平成13年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算第4号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

全員起立であります。よって第2号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第3号議案 平成13年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算第2号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

全員起立であります。よって第3号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第4号議案 平成13年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算第2号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

全員起立であります。よって第4号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第5号議案 平成13年度中間市老人保健特別会計補正予算第1号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

全員起立であります。よって第5号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第6号議案 平成13年度中間市介護保険事業特別会計補正予算第3号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

全員起立であります。よって第6号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第7号議案 平成13年度中間市病院事業会計補正予算第1号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

全員起立であります。よって第7号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより日程第8 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において堀田英雄君及び福田一則君を指名いたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

散会 10時31分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議長 岩崎三 次

議員 堀田英雄

議員 福田一則